

# 令和4年度上越教育大学学校教育学部入学者選抜に係る 入学資格審査実施要項

学校教育法施行規則第150条第7号及び上越教育大学学則第31条第8号により受験を希望する者は、以下により個別の入学資格審査を受けてください。なお、申請には本学所定の用紙等が必要ですので、該当者は事前に本学入試課へ連絡してください。

## 1 入学資格審査の対象者

本学の学校教育学部入学のために一般選抜の受験を希望し、令和4年3月31日までに18歳に達する者で次のいずれかに該当するものです。

- ① 高等学校段階を有する外国人学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- ② 上記①以外の者で、学習歴及び社会での実務経験歴や取得した資格等が高等学校を卒業した者と同等以上であることを客観的に確認できる者

## 2 申請受付期間

- (1) 令和3年8月17日（火）から令和3年8月24日（火）【必着】
- (2) 令和4年1月6日（木）から令和4年1月7日（金）【必着】

申請書類を直接本学へ持参する場合の受付時間は、9時から17時までです。（土曜日、日曜日は除く。）

申請書類を郵送する場合は、必ず書留速達とし封筒表面に「大学入学資格認定証書交付申請」と朱書してください。なお、受付期限後に到着したものは受理しませんので、郵送日数等を十分に考慮して早めに送付してください。

〈申請先〉

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地  
上越教育大学入試課 電話 025-521-3294

## 3 申請書類

次の書類を揃えて申請してください。

- (1) 「1 入学資格審査の対象者」の①に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の様式）
  - ② 履歴書（本学所定の様式）
  - ③ 当該学校の教育が12年の課程であることを証明できるもの
  - ④ 当該学校の教育内容等を証明できるもの
  - ⑤ 当該学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
  - ⑥ その他本学が必要と認める書類
- (2) 「1 入学資格審査の対象者」の②に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の様式）
  - ② 履歴書（本学所定の様式）

- ③ 各種の学校などでの学習歴及び社会での実務経験歴や取得した資格等が高等学校卒業と同等以上であることを客観的に確認できる書類（学習歴や実務歴が複数にわたる場合は、そのすべてについて提出してください。）
- ④ その他本学が必要と認める書類

#### 4 入学資格審査の方法

審査は、提出された書類に基づき行います。

「1 入学資格審査の対象者」の①に該当する者については、文部科学大臣が定めた「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」の要件を準用し審査します。

「1 入学資格審査の対象者」の②に該当する者については、個人の学習歴、あるいは社会における実務経験歴や取得した資格等に基づき総合的に審査します。

#### 5 入学資格審査の結果通知

入学資格審査の結果は、次のとおり通知します。また、入学資格を認められた者については、「入学資格認定証書」を交付します。

- ① 令和3年8月17日（火）から令和3年8月24日（火）の期間に本学へ申請書類が届いた者は、令和3年9月6日（月）までに郵送により通知
- ② 令和4年1月6日（木）から令和4年1月7日（金）の期間に本学へ申請書類が届いた者は、令和4年1月21日（金）までに郵送により通知

#### 6 上越教育大学入学者選抜試験の受験

「入学資格認定証書」の交付を受けた者は、本学の一般選抜を受験することができます。

出願の際は、必ず「入学資格認定証書」の写しを出願書類として提出してください。

#### 7 留意事項

- (1) 上越教育大学学則第31条第1号から第7号までの入学資格がある者は、入学資格審査は必要ありません。
- (2) この入学資格審査は、本学の判断により実施するものであるため、認定の効力は本学のみです。